四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月6日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第8号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則(平成20年四日市市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正後

(法に規定する営業許可及び営業届出 の対象外となる食品等事業者の届出)

- 第11条 法第55条に規定する許可及 び法第57条に規定する届出の対象と なる営業(法第68条第3項において 準用する場合を含む。)以外の食品等 事業のうち、以下に該当する事業を営 もうとする者は、業務開始届出書(第 7号様式)を保健所長に届け出るもの とする。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 器具又は容器包装(令第1条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)又は法第68条第1項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣及び内閣総理大臣の指定するおちゃの製造をする事業

2から4まで (略)

改正前

(法に規定する営業許可及び営業届出 の対象外となる食品等事業者の届出)

- 第11条 法第55条に規定する許可及 び法第57条に規定する届出の対象と なる営業(法第68条第3項において 準用する場合を含む。)以外の食品等 事業のうち、以下に該当する事業を営 もうとする者は、業務開始届出書(第 7号様式)を保健所長に届け出るもの とする。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 器具又は容器包装(令第1条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)又は法第68条第1項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃの製造をする事業

2から4まで (略)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)